

日常生活用具給付等事業 費用負担徴収基準額表

区分	世帯の収入状況		自己負担率 (定率)	上限負担額
生活保護	生活保護受給世帯		0割	/
低所得世帯	市町村民税非課税世帯			
中間所得世帯1	市 町 村 民 税 課 税 世 帯	市町村民税(所得割) 33,000円未満	1割	37,200円
中間所得世帯2		市町村民税(所得割) 33,000円以上235,000円未満	2割	
一定所得以上1		市町村民税(所得割) 235,000円以上460,000円未満	3割	
※市町村民税(所得割)460,000円以上の場合は、全額自己負担(給付対象外)				

【受給者自己負担額の算出方法】

- (1) 申請種目の基準額に、区分ごとの自己負担率(定率)を乗じて得た額(1円未満の端数は切捨て)
- (2) ストマ用装具において、2部位以上に使用している者の自己負担額は、(1)で算出した額を2分の1(1円未満切捨て)に軽減する。
- (3) 世帯収入については、次の①～③の市民税所得割額の合計額をいう。
 - ①障害者等本人
 - ②障害者等と住民基本台帳上の同一世帯員
 - ③障害者等と生計を同じくする扶養義務者